第17　小型船舶

1　目　標

水産の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，漁船等の小型船舶の運航に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 小型船舶の安全かつ適切な操船について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 小型船舶の安全かつ適切な操船に関する課題を発見し，漁業生産など海上業務に従事する者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 小型船舶の安全かつ適切な操船や漁業生産への活用を目指して自ら学び，水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 小型船舶操縦者としての心得

ア　水上交通の特性

イ　船長の心得

ウ　小型船舶操縦者の遵守事項

(2) 交通の方法

ア　一般海域での交通の方法

イ　港内での交通の方法

ウ　特定海域での交通の方法

エ　湖川及び特定水域での交通の方法

(3) 運航

ア　船体，設備及び装備品

イ　操縦

ウ　航海の基礎

エ　気象及び海象

オ　航海計画

カ　荒天航法及び海難防止

(4) 機関

ア　機関の取扱い

イ　機関の保守整備

ウ　機関故障時の対処

(5) 小型船舶の取扱い

ア　発航前の準備及び点検

イ　解らん・係留

ウ　結索

エ　方位測定

(6) 小型船舶の操縦

ア　基本操縦

イ　応用操縦

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　実験・実習などの体験的な学習活動を通して，小型船舶の安全かつ適切な操船について具体的に理解できるよう指導すること。

イ　小型船舶の運航における安全管理や事故防止について指導の徹底を図るとともに，重要性について理解できるよう指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，船員及び船舶と安全に関する法規のうち，小型船舶操縦者に必要な基本的な内容を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)のアについては，海上衝突予防法及び関係法規を扱うこと。イについては，港則法及び関係法規を扱うこと。ウについては，海上交通安全法及び関係法規を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(6)のアについては，安全確認や発進・直進・停止，後進及び変針・旋回・蛇行を扱うこと。イについては，人命救助や避航操船及び離岸・着岸を扱うこと。

第18　食品製造

1　目　標

水産の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，水産食品を主とした安全な食品の製造と品質の向上に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 食品製造について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 食品製造に関する課題を発見し，食品製造に関わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 安全な食品の製造と品質の向上を目指して自ら学び，水産業や海洋関連